附　則

1　この省令は、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律の施行の日（令和三年八月二日）から施行する。ただし、第三条のうち中小企業等経営強化法施行規則第三十四条に第二項を加える改正規定は、令和四年四月一日から施行する。

2　経営革新計画の承認の申請については、この省令による改正後の中小企業等経営強化法施行規則の規定にかかわらず、令和三年九月三十日までの間は、なお従前の例によることができる。

3　この省令の施行の際現に承認を受けている経営革新計画及び前項の規定によりなお従前の例により申請して承認を受けている経営革新計画の変更に係る承認の申請については、この省令による改正後の中小企業等経営強化法施行規則の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

○経済産業省令第六十六号

産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和三年法律第七十号）の施行に伴い、経済産業省関係総合特別区域法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年七月三十日　経済産業大臣　梶山　弘志

経済産業省関係総合特別区域法施行規則の一部を改正する省令

経済産業省関係総合特別区域法施行規則（平成二十三年経済産業省令第四十五号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第二号ホ及び第二条第一項第二号ホ中「中小企業者及び組合等」を「特定事業者」に改める。

附　則

この命令は、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和三年法律第七十号）の施行の日（令和三年八月二日）から施行する。

○経済産業省令第六十七号

産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二条第十四項の規定に基づき、エネルギー利用環境負荷低減事業適応を行う事業者による新たな需要の開拓が見込まれる商品に関する省令を次のように定める。

令和三年七月三十日　経済産業大臣　梶山　弘志

エネルギー利用環境負荷低減事業適応を行う事業者による新たな需要の開拓が見込まれる商品に関する省令

産業競争力強化法第二条第十四項の主務省令で定める商品は、次の各号に掲げる商品とする。

一　電力の制御若しくは電気信号の整流を行う化合物半導体素子又は当該素子の製造に用いられる化合物半導体基板

二　電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車を構成するリチウムイオン蓄電池

三　定置用リチウムイオン蓄電池（七、三〇〇回の充放電後に定格容量の六〇パーセント以上の放電容量を有するものに限る。）

四　燃料電池（定格運転時における低位発熱量基準の発電効率が五〇パーセント以上であるもの若しくは総合エネルギー効率が九七パーセント以上であるもの又は水素のみを燃料とするものに限る。）

五　洋上風力発電設備（一基あたりの定格出力が九メガワット以上であるものに限る。）を構成する商品のうち、次に掲げるもの

イ　ナセル

ロ　発電機

ハ　増速機

ニ　軸受

ホ　タワー

ヘ　基礎

附　則

この省令は、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和三年法律第七十号）の施行の日（令和三年八月二日）から施行する。

○経済産業省令第六十八号

産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和三年法律第七十号）の施行に伴い、並びに下請中小企業振興法（昭和四十五年法律第百四十五号）第十五条第二項、第三項及び第四項、第十八条第二項並びに第二十条第一項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、下請中小企業取引機会創出事業を行う者の認定等に関する省令を次のように定める。

令和三年七月三十日　経済産業大臣　梶山　弘志

下請中小企業取引機会創出事業を行う者の認定等に関する省令

（認定の申請）

第一条　この省令において使用する用語は、下請中小企業振興法（昭和四十五年法律第百四十五号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。

第二条　法第十五条第一項の認定を受けようとする者は、様式第一による認定申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

（認定の基準）

第三条　法第十五条第三項第一号の経済産業省令で定める基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。

一　法第三条第二項第八号に掲げる振興基準に定める事項に適合すると認められること。

二　再委託をする中小企業者の決定に当たっては、中小企業者の技術や商品等の品質等を考慮するなど、合理的な理由をもって行うこと。

三　再委託をする見込みのある中小企業者に対して、当該再委託をした行為の全部を他の事業者に更なる再委託をすることを認めないこと。

四　その他中小企業者の適切な取引機会を創出するものであること。

2　法第十五条第三項第二号の経済産業省令で定める基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。

一　下請中小企業取引機会創出事業を継続的に実施するために必要な組織体制及び事業基盤を有していること。

二　業務に関して知り得た情報の管理及び秘密の保持を適切に行うための体制を有すること。

（軽微な変更）

第四条　法第十五条第四項の経済産業省令で定める軽微な変更は、下請中小企業取引機会創出事業の統括責任者又は当該統括責任者を補佐する者以外の者の変更とする。

（認定の更新の申請）

第五条　法第十五条第一項の認定を受けた事業者は、法第十六条第二項において準用する法第十五条第二項及び第三項の規定に基づき、認定の更新を受けようとするときは、認定を受けてから二年を経過する日の六十日前までに、様式第二による認定更新申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

（認定申請書又は認定更新申請書の内容の変更の届出）

第六条　認定又は認定の更新を受けた事業者は、認定申請書又は認定更新申請書の内容に変更があったときは、様式第三による認定変更届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

（認定の取消しの通知）

第七条　経済産業大臣は、法第十八条第一項の規定により認定を取り消したときは、その旨及びその理由を記載した書類によりその認定を受けていた者に通知しなければならない。

（下請中小企業取引機会創出事業関連保証の資金の要件）

第八条　法第二十条第一項の認定事業者が行う下請中小企業取引機会創出事業に必要な資金のうち経済産業省令で定めるものは、適切な取引慣行を醸成する上で必要となる設備資金及び運転資金であって、受発注又は工程管理及び品質管理に用いるシステムの設計、開発又は導入に係る資金とする。

附　則

この省令は、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和三年法律第七十号）の施行の日（令和三年八月二日）から施行する。